

みなし指定の範囲について

- 1) 施行日(H24.4.1)において、現に指定を受けている事業者は、改正後のサービスに係る指定を受けているものとみなされる（＝みなし指定）。
- 2) みなし指定の内容・期間は現行のサービス種別によって異なり、下表のとおり。
- 3) みなし指定に係る事業については、事業者の実施の意向によらず指定がなされるため、当該事業を実施しないことを希望する場合は、休止または廃止の届出が必要。
- 4) みなし指定は期間を過ぎると失効するため、期間内に更新手続きが必要。

【みなし指定の内容・期間について】

現行のサービス種別		改正後のサービス種別 (みなし指定を受けられるもの)		みなし指定の期間
障害者自立支援法	児童デイサービス	児童福祉法	児童発達支援（センター以外） 放課後等デイサービス	施行日(H24.4.1)から1年以内の 省令で定める期間
児童福祉法	知的障害児通園施設	児童福祉法	児童発達支援	
児童福祉法	肢体不自由児通園施設	児童福祉法	児童発達支援 医療型児童発達支援	
児童福祉法	知的障害児施設	児童福祉法	障害児入所支援	現に受けている指定の 有効期間の残存期間と同一の期間
児童福祉法	重症心身障害児施設	児童福祉法	医療型障害児入所支援	

注1) みなし指定に係る指定申請等の事務手続きは不要だが、「改正後のサービス種別」に掲げていない事業を実施する場合は、当該事業に係る指定申請が必要。

注2) 現に受けている指定の有効期間の末日が「平成24年3月31日」となっている場合、みなし指定の対象とはならないため、サービス種別によらず指定申請が必要。